

## 大雪により被災されたお客さまに対する電気料金等の特別措置について

### (東北電力ネットワーク株式会社サービスエリア内にお住まいの方)

2021年1月7日からの大雪により被災されたお客さまに、心からお見舞い申し上げます。被災地域の復興と、皆さまが一日も早く日常を取り戻すことができるよう、お祈り申し上げます。

当社では、このたびの大雪の影響により、災害救助法が適用された地域および隣接する地域において、住居等に被害を受けられた方からお申し出があった場合に、電気料金等の特別措置を講ずることとしましたので、お知らせいたします。

なお本特別措置は、先般東北電力株式会社が発表されたものと同様の措置となります。

2021年1月15日現在の特別措置の内容は、次のとおりです（東北電力株式会社WEBサイト2021年1月12日プレスリリースより）。対象地域に変更があり次第、随時対応させていただきます。

#### 1. 特別措置の対象地域

<災害救助法適用日：1月7日>

##### ■災害救助法適用対象市町村（7市町村）

秋田県：横手市、湯沢市、大仙市、仙北市、仙北郡美郷町、  
雄勝郡羽後町、雄勝郡東成瀬村

##### ■隣接市町（15市町）

岩手県：一関市、八幡平市、奥州市、岩手郡雫石町、和賀郡西和賀町  
秋田県：秋田市、鹿角市、由利本荘市、北秋田市  
宮城県：栗原市、大崎市  
山形県：新庄市、最上郡金山町、最上郡最上町、最上郡真室川町

<災害救助法適用日：1月10日>

##### ■災害救助法適用対象市（6市）

新潟県：長岡市、柏崎市、十日町市、糸魚川市、妙高市、上越市

##### ■隣接市町村（12市町村）

新潟県：新潟市、三条市、小千谷市、見附市、燕市、魚沼市、南魚沼市、  
西蒲原郡弥彦村、三島郡出雲崎町、南魚沼郡湯沢町、  
中魚沼郡津南町、刈羽郡刈羽村

## 2. 特別措置の内容

### 1. 電気料金の支払期日※の延伸

被災されたお客さまの2020年12月（支払期日が災害救助法適用日以降となるものに限ります。）、2021年1月および2月分の電気料金の支払期日を各々1カ月間延長いたします。

※支払期日は、検針日の翌日から30日目をいいます。

### 2. 不適用月の電気料金の免除

被災されたお客さまが、被災時から全く電気を使用されない場合には、被災日が属する月分の翌月分の電気料金から6カ月間に限り、電気料金（不適用料金）は申し受けません。

※4 不適用料金は、基本料金の半額。

### 3. 被災により使用できなくなった設備の基本料金免除

- ・被災されたお客さまの電気設備の一部が使用不能となった場合は、その使用不能設備相当分の基本料金は、2021年7月末日まで申し受けません。

## 3. 特別措置の申込み方法

この特別措置の適用を希望されるお客さまは、当社窓口までご連絡ください。

### 法人のお客さま

TEL：03-3282-2350

（受付時間 10:30～15:00 ※土曜・日曜・祝日、当社指定の休業日を除く）

### 個人のお客さま

丸紅新電力カスタマーセンター

ナビダイヤル：0570-000-821 （ナビダイヤルをご使用になれない方：03-6703-8909）

（受付時間 月～金曜 9:00～20:00 土曜 9:00～17:00 ※日曜・祝日、当社指定の休業日を除く）

以 上